

令和7年12月2日
総務部経理課

江東区入札監視委員会の開催状況について

1 令和7年度7月開催時概要

(1) 開催日・場所

令和7年7月25日（金） 江東区役所7階73会議室

(2) 議題

希望型指名競争入札の現状と課題について

(3) 審議について（抜粋）

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
<p>○建物清掃・施設管理では、以前から最低制限価格を導入し、一定の落札率を維持しているため、道路公園清掃や庭園緑地管理にも同様に、区として基準を示した方が良いと考える。</p> <p>○物価が高騰するなか、低すぎる落札額では、いずれ事業の遂行に影響が出るのではないか。</p>	<p>○競争が進むと、落札目的の過度な低価格での入札につながると考えられるため、最低制限価格の導入を検討している。</p> <p>○最低制限価格の導入には、不適切な人件費の設定などを防ぐ効果も期待している。</p>
<p>○各事業者が算出した入札価格が市場価格であり、その数値が低くても、事業がうまく流れていくのであれば、適正なのではないか。</p> <p>○落札率が低いという点だけで外部から調整をいれるのはいかがか。落札率が上がるような調整は、保護とも捉えられる。</p>	<p>○落札率の低下は、競争性の高まりによるもので、いわゆる「叩き合い」といった状況は避けなければならないため、健全化に向けた取り組みと捉えている。</p> <p>○過度に低い落札状況が続ければ、質の低下への連鎖も懸念される。</p>
<p>○今回、事務局が提案した「最低制限価格」の導入は、低価格入札による品質低下を防止するための手法の一つに過ぎず、次の総合的な対応が不可欠であると考える。</p>	

（事項へ続く）

委員の主な質問・意見等	区の説明・回答
<p>(前項の続き)</p> <p>まず、入札前の段階では、「①発注仕様書の具体化・詳細化」により、必要な品質水準を明確化することが重要である。</p> <p>次に、入札後の段階では、「②入札価格の調査制度」により、最低制限価格を上回っている場合であっても、人件費・物件費等の積算根拠が妥当であるかを個別ヒアリングや書面調査により、契約前に確認する必要がある。</p> <p>契約後の履行段階では、「③中間評価・中間モニタリング」を実施し、履行状況を継続的に把握することが求められる。</p> <p>さらに履行後には「④事後評価」を行い、その結果を次回契約時に反映する形で「⑤ポイント付与やペナルティ付与」のプラス・マイナス評価を行うことが重要である。これらは区が行っている同一事業者との複数年度の再契約において不可欠なものである。</p> <p>いずれの手法も、必ずしも複雑な制度を新設する必要はなく、現行制度の運用において十分に実施可能であると考える。</p>	<p>○①では、所管課での取り組みが始まっている。履行状況に応じながら仕様の見直しを行っている。</p> <p>○②は、予定価格に対して入札額が極めて低かった場合、入札した事業者にヒアリングを行い、確実に履行できるか確認したり、内訳書の提出を求めたりしたうえで、契約を締結している。</p> <p>○③は、一定の形式はないが、履行状況により、所管課において評価を行っており、履行内容の確認については、適宜実施するよう促していきたい。</p> <p>○④⑤は、継続性のある契約案件では、業務成績評定を実施しており、次年度への継続や競争時の判断材料としている。</p> <p>○今後の履行状況を見ながら、所管課と連携しつつ質の確保に努めていく。</p>